

事務事業評価の評価結果について（平成26年度の事業に対する評価）

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	都市計画関係事業	都市計画法等に基づく事務等の適切な執行により、本市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与します。	都市計画関係事務等の適切な遂行	関連法に基づく事務が主となるため、数値目標を設定することは困難であるため、定性的な指標設定とします。				事務等の効率化を念頭に置き、適切に業務遂行します。 紙ベース資料のさらなるデータ化により、窓口・電話対応の迅速化と、都市計画情報システムのHP掲載のPRによって、窓口・電話問い合わせ件数の縮小を図ることができました。 また、都市計画道路の見直しにかかる廃止及び変更の候補となった区間について、地域住民及び地権者にかかる説明会を開催することができました。	4	都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施することができました。	現状維持	今後においても都市計画法等の関連法に基づき事務を適切に実施していきます。
都市政策課	景観形成関係事業	市域における良好な景観の形成を図ることで、市民が住みやすく、市民や来訪者にとって魅力的なまちづくりを推進します。	違反屋外広告物の把握、指導 景観法に基づく届出の適切な審査	良好な景観の形成に対し、影響の大きい屋外広告物について、違反物件や新規物件に対する適正な指導が必要であることから、指標として設定しました。 また、景観法に基づく届出は、大規模な建築物等が対象となり、その処理過程において、周辺の景観との調和を図るための協議や指導が必要であることから、指標として設定しました。			計画的なパトロール等を、定期的を実施することにより、年間を通じての違反屋外広告物の把握、指導に努め、良好な景観をめざします。 景観法に基づく届出については、事務等の効率化を念頭に置いた適切な業務遂行をめざします。 強化期間と強化路線を設定して、計画的にパトロールを行い、違反物件の指導を行った結果、一部違反の是正につなげることができました。 平成26年7月1日から、これまでの三重県景観計画から津市景観計画へと運用を変え、津市独自の基準のもと、良好な景観形成のために建築物等の誘導を行いました。景観法に基づく届出審査業務の効率化のため、提出書類にチェックシート方式を用いるなど様式改良に努めました。	4	景観アドバイザーを派遣し、公共性の高い建築物等に対して景観を視点とした助言等を行い、三重県屋外広告物条例に基づき屋外広告物設置の許可や指導等を行ったことで、良好な景観を形成する誘導ができました。 将来の津市を担う子どもたちへ、新たな取組として10～11月の約2ヶ月にわたり、津市立明小学校4年生（16名）を対象に、8時限の景観教育を実施しました。今まで気づかなかった地域の営みを認識、発見する活動を通して、景観への関心を高めたり、自分たちの住む地域への誇りや愛着を持つ心を育てることができました。 景観行政団体として、景観法に基づく届出の審査を行い、建築物等の景観に対する配慮を求めることで良好な景観形成を図ることができました。また、一身田寺内町や芸濃町楠原地区等で地区の景観形成基準の策定を目指してまち歩きや協議を行い、重点地区の指定に向けた取組を進捗させることができました。	拡充・充実	H25年度に策定した津市景観計画を運用し、市内の景観特性に応じた景観形成を推進するとともに、景観啓発活動にも取り組み、市民の景観に対する意識の向上を目指します。また、重点地区の指定に向けた地元住民との協議を引き続き行います。 市域における良好な景観の形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の指導強化を計画的に進めます。	

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	緑化推進事業	市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな環境と共生できる美しいまちづくりを目指し、地域緑化を推進します。	緑化・美化運動	自治会やボランティア団体等による地域の道路や公園などの公共空間に花苗や樹木等を植える緑化・美化活動は、市民との協働による緑化推進を図る上で重要であり、このような活動を支援する緑化・美化運動花苗等支給事業における支給件数を指標として設定しました。	150件	159件		目標件数を上回る活動をしていただき公共空間の緑化推進を図ることができました。	4	「津市民緑と花の市」の開催、記念樹の配付、生け垣緑化用の苗木配付等により家庭や地域における緑化意識の向上に寄与することができました。また、公共空間の緑化推進を図るための緑化・美化運動への参加団体も増加し、緑豊かで美しいまちづくりに関する意識の向上にも寄与することができました。	拡充・充実	既に取組んでいる緑化事業が、予算の範囲内において最大の事業効果が得られるよう、制度の在り方を検討し、津市緑化基金を有効に活用した、市民の緑化意識の高揚と市民との協働による緑化の推進を目指します。
都市政策課	都市整備関係事業	総合計画の位置付けに基づき、中心市街地や公共交通の結節点などにおける都市機能の充実、強化を図り、拠点形成を図ります。	新都心軸に関する啓発人数	年間業務日程に対する進捗状況	2,000人	2,414人		イベント時に計画通りに啓発活動を遂行できました。	3	津インターチェンジ周辺地区においては、新産業交流拠点としての土地利用について、法令改正及び規制緩和の要望を行いました。中心市街地は交流拠点という方向性に沿って、関係部局と情報共有、連携しながら在り方を検討しました。津なぎさまちにおいては、みなとまちづくりに係る調査・研究等の取組を行いました。	拡充・充実	新都心軸整備関係事業につきましては、農地の確保・保全や市街化拡大の抑制に向けた法律の改正を踏まえ、また、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する整備の考え方や法律の改正等の動きを注視しながら、各拠点の土地利用に係る施策の方向性を整理してまいります。
都市政策課	市街地再開発事業	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築敷地の統合・共同建物の整備及び道路・公園等の公共施設を一体的に整備します。	地権者1人当たりの協議回数	三重県県土整備部と時節ごとに協議し、地区別の進捗状況を的確に報告します。	2回	1回		地権者の意向を把握するため、個別に訪問し協議を行いました。	3	総合計画に位置付けられた多様な交流の拠点となる都市核である津駅周辺地区において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、地権者を個別に訪問し協議を行うなど、関係機関及び地権者とともに市街地再開発事業の推進を図りました。	拡充・充実	関係地権者、関係機関等との協議を継続し、熟度の高まりを含めた諸条件が整うまでの間は、現状業務を基本としますが、関係地権者の意向把握に努め、全体事業に影響を及ぼさないよう様々な検討を加え事業を執行します。津駅栄町線拡幅工事については、事業用地確保のため地権者との交渉を進めます。
開発指導室	開発指導関係事業	市内で宅地開発などを行うものに対して、都市計画法による許可及び津市開発行為に関する指導要綱等による確認に関する事務処理や指導を行うことにより、開発地の良好な宅地水準を確保するとともに、健康かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備を図ります。	審査、指導、許可の迅速化	都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行う者に対して、審査、指導、許可を更に適正に迅速に行います。			都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行う者に対して、審査、指導、許可を更に適正に迅速に行うことを目標とします。	これまでの取組について概ね行われておりますが、今後、更に適正・迅速に努めていくことが必要であると思われます。	4	開発事業等の申請や届出等に際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、事業者等に協力を求めながら適正な指導を行うことができました。	現状維持	開発事業等の申請や届出等に際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、引き続き事業者等に協力を求めながら適正な指導に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価			
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見		
交通政策課	津なぎさまち管理運営事業	津なぎさまち内旅客船ターミナル及びその附属施設のイメージアップやにぎわいの創出に努めつつ、効率的かつ柔軟な管理運営を行うとともに、海上アクセス事業の円滑な推進を図ります。	高速船利用者数	海上アクセス事業の高速船利用者数は、他交通機関や空港利用者の影響を受けやすいという点はあるが、利用促進に向けた取組による利用者増加や利便性向上を測るといふ観点において指標とします。	278,000人	262,536人		伊勢神宮の式年遷宮による観光入込客が前年から大幅に減少したことなどの影響もあり、高速船利用者が減少したと考えられます。	3	指定管理者制度により施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設管理運営を行うことができました。また、海上アクセスの利用促進への取組として、県や運航事業者などと連携し、県外向けの利用促進パンフレットの作成などを行いました。また、津なぎさまち開港10周年記念事業を開催することにより、津なぎさまちの活性化や海上アクセス事業のPRにより利用促進につなげる取組を行いました。 高速船の利用者については、消費税増税の影響や式年遷宮の反動から前年度比14,862人の減少となっていることから、安定した利用者数を確保するため、引き続き、県や運航事業者と連携し、更なる利用促進を図ります。	3	平成27年度以降も指定管理者制度による施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設管理運営のほか、イメージアップ事業等を通じて賑わいの創出を図ります。また、高速船の利用者数については、式年遷宮の反動もあり、対前年比で大きく減少したことから、引き続き、県、運航事業者等との連携を一層強くし、安定した運航に向けて更なる利用促進に取り組むことが必要であることから、新たな利用促進策として、中部国際空港からの就航先が最も多い、北海道と九州で観光キャンペーンを行い、県外から三重県への観光や、ビジネス利用については高速船が便利であることをPRし、海上アクセスの利用促進につなげます。	拡充・充実	
交通政策課	伊勢湾ヘリポート管理運営事業	指定管理者制度により、津市伊勢湾ヘリポートの効率的かつ安全性の確保に留意した適正な管理運営を行うとともに、ヘリポートの更なる利用促進を図ります。	着陸回数	着陸回数を指標に設定することで、利用が促進されているか、また利用料金の増収による安定的な管理運営を行うことができているかの判断材料となり得るため指標とします。	1,500回	1,268回		平成26年度については、着陸回数が1,268回となり、昨年度と比較して15.9%（239回）減少しています。減少した要因としては、伊勢神宮式年遷宮特需の減、県防災ヘリの耐空検査に伴う着陸回数の減少及びドクターヘリの待機場所に給油施設が整備されたことに伴う着陸回数の減少によるものです。	3	施設の管理については、指定管理者と連携し、安全性を第一に考えたヘリポートの適正な管理運営を行うことができました。また、着陸回数は1,268回で前年度比239回の減少となったことから、今後も引き続き、指定管理者等と協力し、ヘリポートのPRを実施するとともに、新たな利用形態の発掘や新規事業者の誘致に努める必要があります。	3	指定管理者制度により、施設の安全性確保に留意した適正な管理運営を行うことができました。 今後も、指定管理者、格納庫利用者と連携し、安全性を確保しつつ効率的かつ柔軟な管理運営とコスト削減を推進していくとともに、格納庫用地の新規利用者の誘致等、更なる利用促進に取り組むことが必要です。	現状維持	

都市計画部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	交通政策関係事業	コミュニティバスについては、平成25年4月から本格運行に移行し、その後もPDCAサイクルによる事業評価と必要に応じて見直し改善を行います。また、国の補助制度を活用して地域公共交通調査事業を実施し、今後の津市全体における地域公共交通ネットワークを見据えた地域公共交通総合連携計画（平成26年11月施行の法改正により地域公共交通網形成計画に改定）を策定するほか、地域住民主体の新たなコミュニティ交通の推進や、行政と民間事業者、地域住民が協働した新たなバス路線の検討、公共交通の利用促進にも取り組みます。	市財政投入路線利用者数（コミュニティバス、廃止代替バス等）	市財政投入路線の利用者数を指標に設定することで、公共交通システムの構築度を図る一定の判断材料となり得るため、指標とします。（コミュニティバス、廃止代替バス、ぐるっと・フーバス、高松山団地乗合ワゴン）	220,000人	222,890人		コミュニティバス及び廃止代替バスについては、対前年で利用者数の増加があったものの、ぐるっと・フーバスや、地域住民運営主体型コミュニティ交通事業において、減少があったことから、引き続き、コミュニティバス等のPDCAサイクルに基づいた見直し改善を図るとともに、公共交通全体の利用促進に取り組みます。	3	市民の移動手段を確保するため、市自主運行バスの運行委託及び市民自主運行バス事業への補助を行い、バス運行事業の継続に努めることができました。コミュニティバスについては、利用者や地域住民の声を反映しながら、必要に応じた運行の見直しと改善を行いました。地域住民運営主体型コミュニティ交通事業については、高松山団地での取組について、問題点・課題の整理、分析、運行見直しなど、同団地乗合ワゴン運営委員会の取組の支援を行うとともに、他地域への導入拡大にも努めました。また、地域公共交通網形成計画策定に向けた調査事業に取り組み、津市地域公共交通活性化協議会等での議論を重ね、平成27年3月に津市地域公共交通網形成計画を策定したことから、今後、同計画の推進プロセスに基づきPDCAサイクルを適切に運用しながら施策を実施していきます。	拡充・充実	平成25年度から着手している地域公共交通網形成計画策定のための調査事業を完了し、市域全体を展望したより効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進していくための「津市地域公共交通網形成計画」を策定することができました。今後は、同計画の推進プロセスに基づき、施策を実施し、目標の達成状況を把握し、計画の進捗状況を評価するなど、PDCAサイクルを適切に運用しながらコミュニティ交通の整備・改善を行っていきます。
名松線復旧推進室	名松線復旧関係事業	美杉地域の生活交通の確保と地域振興を図るため、平成21年10月の台風18号による被災を受け、バスによる代行輸送となっているJR名松線家城駅から伊勢奥津駅間について、JR東海、県、市による三者協定締結を受け、早期復旧に向け水路整備事業等を実施します。	工事完成箇所数	全線運行再開までに施工が必要な工事箇所（全26箇所）のうち完成箇所数を指標とします。	15箇所	7箇所		JR東海・県との工事スケジュールの調整を進めることができました。	4	平成27年度中の運行再開に向け、当初計画数より減となったがその都度、工事スケジュールを見直すことにより計画通り進んでいます。	現状維持	平成27年度中の運行再開に向け、JR東海、三重県と協力連携し事業を推進します。また、平成28年春の再開後の水路等維持管理の適正化を図ります。
名松線復旧推進室	名松線利活用関係事業	名松線全線復旧後の同路線の継続的な利用促進及び、同路線を活用した地域の活性化につなげるため、関係団体及び関係部局と協力し、ソフト事業・ハード事業を問わず、さまざまな施策を実施します。	沿線ウォークの実施魅力発信事業実施	JR名松線の利活用策の策定及び事業化に先がけ、名松線利活用及び地域活性化に対する市民等との意見交換を重要課題とし、意見交換の場としてのオープンディスカッションの開催回数を指標とします。	5回	7回		目標どおり開催できました。	4	名松線再開通の情報を広く発信し、より多くの方に名松線の魅力を伝え、名松線の利用促進に努めます。	拡充・充実	名松線を広くPRするための事業として計画した、沿線ウォークや三重テラスにおける名松線の写真パネル展、県内イベントに参加し写真・チラシ等によるPR活動を計画通り実施することができました。美杉地域の活性化事業として地方創生事業で利用促進に努めます。

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
津駅前北部土地区画整理事務所	土地区画整理推進事業	土地区画整理事業を円滑に推進するための津駅前北部土地区画整理事業以外のその他事務経費で、他市の事業者との情報交換や権利者との交渉・協議にあたって理解・信頼を得られるように交渉能力を高めることを目的とした補償や換地に係る専門的知識を習得するための研修会への参加経費等。また、交通事故等の損害賠償金の事務経費です。	外部研修会への参加人数	研修会等により習得した補償や換地に係る専門的知識を移転業務に生かす事業の推進をはかるため、研修会への参加を指標とします。	13人	14人	専門知識向上の推進	事務所内で専門知識習得の意識付けがされています。	4	積極的な研修会への参加や、専門知識向上に努力しているとともに、権利者との協議の場で専門知識を活用することができました。	現状維持	平成26年度も、積極的な研修への参加や職員自身の努力により、専門知識の習得に努めます。
津駅前北部土地区画整理事務所	津駅前北部土地区画整理事業	津駅北側一帯の栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目、羽所町の各一部の地域で、道路等の公共施設が未整備で交通のあい路となっており、建物も老朽化し密集市街地を形成している面積約11.6haの地区を、土地区画整理事業により地区内の都市計画道路4路線とこれを支える区画道路をあわせて整備し、周辺の土地利用との整合を図りつつ、都市防災にも十分配慮し、交通の円滑化、宅地の利用増進を促進し、良好な都市機能と健全な市街地の形成を図ります。	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	仮換地の使用収益開始とは、当事業により建物移転をした地権者の移転先である土地を造成し、周辺道路の整備をおこなった中で、建築可能な土地にして法的な通知により仮換地として引き渡す行為です。この行為をもって各地権者に対する利益の帰属がされるものと考え、この行為が全体箇所数に対し何箇所数にしているかを進捗率にすることにより、当該事業の目的の達成度を示すものです。	93%	91%	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	移転戸数減に伴う使用収益開始箇所数の減によるもの	3	継続的な交渉により4件の建物移転を行いました。権利者の一部との合意形成ができなかった難航物件について、平成27年度も引き続き粘り強い交渉を続け、早期の事業完了を目指します。	現状維持	継続して基盤整備を実施するとともに、補償交渉が難航している地権者に対しても承諾が得られるように粘り強い交渉を行います。
建築指導課	建築指導関係事業	市内で建築物を建築しようとするものに対し、建築基準法に基づき、建築確認の審査、建築物の検査及び許可等を行います。これらの建築確認制度等の実施により建築基準法に規定する建築物の構造、設備等に関する技術基準を確保し、市民の生命、健康及び財産の保護を図ります。	指定道路図及び指定道路調書の公表の迅速化	都市計画区域内の道路について、関係部局と連携し、基準時の立ち並びや道路幅員、現況地番等を調査の上、一律の基準に従い指定道路図及び指定道路調書を作成します。			公表へ向け、作成調書の確認・精査業務の迅速化を行います。	指定道路図及び指定道路調書の公表へ向け、確認・精査を行っています。	4	審査・検査などの取り扱いに関し、他の特定行政庁及び指定確認検査機関と情報交換を行うこと等により、円滑に事務を遂行することができました。	現状維持	引き続き、建築基準法等の関係法令に基づいて的確な審査・検査を実施します。また、本年度は、建築基準法の一部改正が行われるので、円滑に移行できるように必要な対応を図ります。
建築指導課	耐震化促進事業	津市地域防災計画等に基づき、市民の被害を直接軽減するための木造住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の向上を推進し、災害から市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	耐震診断実施戸数+耐震補強事業補助戸数+耐震補強計画作成実施戸数	津市耐震改修促進計画に基づく各年度に必要な診断戸数、補強事業補助戸数並びに補強計画作成実施戸数	645戸	306戸		耐震診断事業、耐震補強計画補助事業、耐震補強補助事業全てにおいて、昨年度実績を下回りましたが、三重県下の実績数では1番又は2番目に多くなっています。耐震化促進に対する市民の意識低下への対応が必要です。	2	目標値を大きく下回る結果となりました。除却補助制度の新設及びのぼり旗による制度の周知等により課題を克服するよう取り組みます。	拡充・充実	各申請件数に落ち込みが見られることから、今年度より新たにはじめる除却補助制度を含めて、津市耐震改修促進計画に掲げる目標達成を目指してより一層の制度拡充を目指します。